

## 令和8年度 恩納村海外移住者子弟等研修生受入事業委託業務 事業者選定に関わる公募型プロポーザル実施要領兼募集要項

本実施要領は、令和8年度 恩納村海外移住者子弟等研修生受入事業委託業務の委託事業者を公募型プロポーザル方式により選定するために必要な事項を定めるものである。

### 1 業務の概要

#### (1) 件名

令和8年度 恩納村海外移住者子弟等研修生受入事業委託業務

#### (2) 目的

この事業はカナダ、アメリカ合衆国、ボリビア、アルゼンチン共和国、ブラジル連邦共和国、ペルー共和国の6カ国から恩納村出身者子弟研修生を受け入れ、必要な技術研修及び伝統文化等を理解してもらうとともに、村民及び県民との交流を深める中から移住国における恩納村人会の承継発展に寄与する人材育成並びに恩納村（以下「本村」という。）及び沖縄県との友好親善関係の増進に資することを目的として実施するため、公募により事業者を選定する。

#### (3) 業務内容

別紙「令和8年度 恩納村海外移住者子弟等研修生受入事業委託業務仕様書」のとおり。

※ただし、契約時における仕様書は、受注者として特定された事業者の企画提案内容に応じて協議の上その内容を変更することができるものとする。

#### (4) 委託期間

契約締結の日から令和9年3月31日まで

#### (5) 実施場所

県内

#### (6) 選定方式

公募型プロポーザル方式

### 2 参加資格

複数の法人による連合体（以下「コンソーシアム」という。）もしくは単独の法人であること（以下「提案者」という。）とし、提案者は次の各号を満たすこと。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当する者でないこと。

(2) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項に規定する再生手続開始の申立てがあつた者（同法第33条第1項に規定する再生手続開始の決定がされた者を除く。）又は会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項に規定する更生手続開

始の申立てがあった者（同法第 41 条第 1 項に規定する更生手続開始の決定がされた者を除く。）でないこと。

- (3) 破産法（平成 16 年法律第 75 条）に基づく、破産手続開始の申立てをしている者でないこと。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条に規定する暴力団もしくはその構成員及びそれらの利益となる活動を行う団体でないこと。
- (5) 沖縄県内に本店又は支店を有し、沖縄県へ入札参加資格登録した法人であること。
- (6) 複数のコンソーシアム構成員となって参加またはコンソーシアム構成員と単独の法人として重複参加していないこと。

### 3 応募及び参加の手続き

- (1) 公開資料は実施要領、企画提案仕様書及び提出書類作成要領等とする。
- (2) 質問の受付及び回答

本プロポーザルに関する質問は、企画提案書などの作成及び提出に関する事項並びに本業務に関する事項に限るものとし、評価及び審査に関する質問並びに提案内容に関する質問は受け付けない。

ア 提出期限 令和 8 年 5 月 15 日（金）午後 5 時（必着）

イ 提出書類 質疑書（様式 1）

ウ 提出方法 電子メールによる提出のみ（[kikaku@vill.onna.lg.jp](mailto:kikaku@vill.onna.lg.jp)）

※タイトルは、「【海外移住者子弟等研修生受入事業・質問】（事業者名）」とすること。

※送信後、担当部局へ送信確認の電話連絡をすること。（098-966-1201）

エ 回 答 令和 8 年 5 月 18 日（月）までに参加者へメールで公表する

※質問の内容について、本村から電話で確認することがある。

※質問のあった会社名は公表しない。

※回答の内容は、実施要領及び仕様書の追記・修正とみなす。

- (3) 参加表明等の提出書類について

企画提案書の提出を希望する者は、恩納村プロポーザル方式実施要綱（平成 28 年恩納村告示第 76 号）第 8 条の規定に基づき、事前に次の書類を提出すること。

ア 提出期限 令和 8 年 5 月 20 日（水）午後 5 時（必着）

イ 提出書類 ①公募型プロポーザル参加表明書（様式 2）

※コンソーシアムの場合は、代表事業者が記載・申請すること。

②提案者会社概要説明書（様式 3）

③業務経歴書（様式 4）

④誓約書（様式 5）

⑤沖縄県へ提出した入札参加資格登録申請書(鑑文)の写し(受付印あり)

⑥定款の写し

⑦履歴事項全部証明書

⑧コンソーシアム協定書の写し(任意様式)

※コンソーシアムの場合のみ。代表事業者及び必要事項を定めた  
コンソーシアム協定書を締結し、その写しを提出すること。

ウ 提出方法 直接持参又は郵送(書留郵便又はゆうパック)

※持参の場合は、午前8時30分から午後5時15分まで(土日祝日除く)に  
持参すること。

※郵送の場合は、配送記録が残る方法によるものとし、期限までに必着のこと。

※結果は、令和8年5月22日(金)午後5時までに参加表明者へ提案資格確認結  
果(様式6)を以て通知するものとする。

(4) 企画提案書等の提出書類について

ア 提出期限 令和8年6月3日(水)午後5時(必着)

イ 提出書類 ①公募型プロポーザル参加申込書(様式7)

※コンソーシアムの場合は、代表事業者が記載・申請すること。

②企画提案書(任意様式:A4判)(やむを得ずA3判を使用する場合  
は横折込みで作成すること)

③行程表

④参考見積書(任意様式:A4判)

当該仕様書に基づき、見積書及び内訳明細書(基礎となる単価、工数  
(人・日)、その他必要な経費の区分がわかるように記載)を作成す  
ること。なお、金額は提案上限額の範囲内とし、予算内で提案できる  
事業があれば、その積算についても記載すること。

ウ 提出方法 直接持参又は郵送(書留郵便又はゆうパック)

※持参の場合は、午前8時30分から午後5時15分まで(土日祝日除く)に  
持参すること。

※郵送の場合は、配送記録が残る方法によるものとし、期限までに必着のこと。

エ 提出部数 プロポーザル提出書類作成要領のとおり

## 4 提案方法

(1) 書類審査

ア 公募提案者が4者以上の場合は、企画提案書の提出後、事務局で書類審査  
を実施し、原則、書類審査を通過した上位3者の提案のみ「プレゼンテーション審  
査」を実施する。

※書類審査の項目などは、別表「審査基準表」に示す。

イ 書類審査を実施した場合は、結果を令和8年6月5日（金）午後5時までに電子メールで通知する。

ウ 審査の流れ・選定方法

- ・審査において、別表「審査基準表」の書類審査の項目により、原則、総合得点の高い提案をした提案者の上位3者を「プレゼンテーション審査」の対象とする。
- ・最優秀提案事業者は、選定委員会における審査に基づき、各委員の評価点の合計が最も高い提案者を選定する。なお、合計点が同点となった場合は、審査基準のうち「企画提案に関する項目」に関する項目の合計点が最も高い提案者を最優秀提案事業者とする。さらに、当該合計点も同点となった場合は、当該項目においてより高い評価を付した委員の数が多い提案者を選定する。
- ・8 失格事由に該当した場合、総合得点に関わらず、「プレゼンテーション審査」には進めないものとする。

(2) プレゼンテーション審査

ア 評価主体

事業者の選定は村職員で構成する「恩納村海外移住者子弟等研修生受入事業委託業務に関するプロポーザル選定委員会」が行う。

イ プレゼンテーション

- ・日 時 令和8年6月12日（金）午後2時
- ・場 所 恩納村役場 2階庁議室
- ・出席者 1提案者あたりの出席人数については、3人以内とする。
- ・所要時間 1提案者あたり35分（説明20分、質疑応答15分以内）
- ・実施順番 企画提案書の受付順とする。

## 5 審査・選定方法

(1) 審査・選定方式

ア 事前に提出した企画提案書等に基づき、プレゼンテーションを実施する。

イ プレゼンテーションは、提出された企画提案書等及びプロジェクター投影での補足資料に基づき行うものとし、当日の追加資料提出は認めない。プロジェクター投影での補足資料は、動画等を含むことも可能であり、当日持参を可能とする。

ウ プレゼンテーションに際し、パソコン等を使用する場合は別途用意すること（プロジェクター及びスクリーン等は本村にて用意する。）。接続規格はHDMI端子に限る。

(2) 審査の流れ・選定方法

ア 審査において、別表「審査基準表」により総合得点の最も高い提案をした提案者を最優秀提案事業者とする。ただし、提案者が1者だけの場合であっても、提案内容が優れていると選定委員会において認められた場合は、その提案者を最優秀提案

者とする。

- イ 審査時の最高得点が複数存在した場合、審査項目ごとの順位付けで1位の評価を多く受けた者を選定する。1位の評価を受けた数が同じだった場合は、審査基準の評価項目「企画提案に関する項目」の高得点者を最優秀提案事業者とする。
- ウ 審査の結果、合計点数が6割未満の場合、本事業の最優秀提案事業者として選定しない。
- エ 審査会は非公開とする。ただし、恩納村職員は例外とし、内容の録画又は録音することができるものとする。

### (3) 審査結果

プレゼンテーションへ参加した全ての提案者に対して、令和8年6月16日(火)までに文書により通知するとともに、本村のホームページで公表する。なお、審査結果に対する異議申し立てなどは、一切受け付けない。

### (4) 公表方法

本村ホームページ等で行うものとする。選定の手続きや過程等の透明性を高めるため、契約候補者を決定し、契約を締結した後、次の内容を速やかに公表するものとする。

- ア 最優秀提案事業者(契約候補者)名ならびにその提案金額と評価点
- イ 全提案事業者の名称
- ウ 全提案事業者の評価点及び順位付け
- エ 最優秀提案事業者(契約候補者)以外は記号(アルファベット)表示
- オ 審査項目・基準、配点
- カ プロポーザル選定委員会委員の役職名
- キ その他必要な事項

※選定結果に関する情報はホームページ等によって広く公開するため、落選した事業者の競争上の地位に配慮し、また、より多くの提案を受け競争性を向上させる趣旨から、「全提案事業者の名称」と「全提案事業者の評価点及び順位付け」との対応関係を明らかにしないこととする。

※応募が2者の場合は、同様の趣旨から評価点に関する情報については「最優秀提案事業者(契約候補者)名並びにその提案金額と評価点」を公表し、「全提案事業者の名称」は公表しないこととする。

## 6 提案限度額

7,522千円以内(消費税及び地方消費税相当額を含む。)

## 7 スケジュール

1	公募開始	令和8年5月11日(月)
2	質問書の受付期間	令和8年5月11日(月)～5月15日(金)午後5時
3	質問書に対する回答	令和8年5月18日(月)までに参加者へメールで公表
4	参加表明書提出の期限	令和8年5月20日(水)午後5時(必着)
5	企画提案書等の提出期限	令和8年6月3日(水)午後5時(必着)
6	書類審査(4社以上の場合)	令和8年6月5日(金)以降
7	プレゼンテーション審査	令和8年6月12日(金) ※時間は別途通知
8	審査結果の公表及び通知	令和8年6月16日(火)までに
9	契約締結、業務開始	令和8年6月下旬を予定

※選考結果の通知後、最優秀提案事業者と契約に向けて調整する。

## 8 失格事由

次のいずれかに該当する場合は、失格とする。この場合において、選定された最優秀提案事業者が失格となったときは、審査結果による得点順位を繰り上げる。

- ・選定委員に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めること。
- ・他の提案者と応募提案の内容又はその意思について相談を行うこと。
- ・事業者選定終了までの間に、他の提案者に対して応募提案の内容を意図的に開示すること。
- ・応募提案書類に虚偽の記載を行うこと。
- ・その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと。

## 9 企画提案者1者の場合の取扱い

提案者が1者だけの場合であっても、プレゼンテーション審査を行い、合計点数が6割以上の場合、本事業の最優秀提案事業者として選定する。

## 10 選定後の手続

本村は、事業の円滑かつ具体的な実施に向けて、最優秀提案事業者と仕様、契約などについて協議後、再度見積書を徴収し、見積額が予定額の範囲内であればその者と契約を締結する。

なお、見積書の提出は、提案時に提出した参考見積額を上回ることが出来ないものとする。最優秀提案事業者との協議などが不調となった場合は、次点の順位者が繰り上がり、同様の手続をする。

## 11 その他

- ・本プロポーザルに係る一切の費用については、全て参加者の負担とする。
- ・本実施要領及び各種申請書類は、恩納村ホームページからダウンロードすること。
- ・提出書類の受理後の差替え、追加、削除などは、原則認めない。
- ・提出された提案書類等は返却しない。
- ・提出された申請書類、審査結果などについては、恩納村情報公開条例（平成15年恩納村条例第9号）に基づく情報公開請求の対象となるとともに、原則として最優秀提案事業者の決定後、事業者名、選定結果などを公表するものとする。ただし、個人に関する情報や事業者の正当な利益を害するおそれのある情報は非開示情報とする。
- ・業務委託の全部もしくは主たる部分を第三者に再委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、業務の一部に係る再委託については、あらかじめ村の承諾を得た場合はこの限りではない。
- ・企画提案書などの受理後、やむを得ず提案を取りやめる場合は、辞退理由等を記載した参加辞退届（様式8）を提出すること。辞退することによって、今後の本村との契約等に不利益な取扱いをするものではない。
- ・天災その他やむを得ない理由により、選定または契約を行うことができない時は延期する。なお、この場合における提案者側の費用について、本村は一切の負担を負わない。
- ・スケジュールに変更がある場合には、都度、提案者に通知する。
- ・その他の選定に関わる事項は、恩納村プロポーザル方式実施要綱に準ずる。

## 12 事務局・照会先（提出物郵送先）

恩納村役場 企画課 企画係

〒904-0492 沖縄県国頭郡恩納村字恩納 2451 番地

電話：098-966-1201（直通） F A X：098-966-2779

電子メール：[kikaku@vill.onna.lg.jp](mailto:kikaku@vill.onna.lg.jp)

恩納村ホームページ

<http://www.vill.onna.okinawa.jp/topics/1778552287>